

物価高騰利益減対策給付金申請書兼請求書

年 月 日

加須市長 様

加須市物価高騰利益減対策給付金給付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。また、給付決定後、給付金を次の口座に振り込むよう請求します。

1 給付申請額 100,000円

2 申請者の情報

本店所在地又は住所	〒		
法人名・代表者氏名 又は個人事業者の氏名	⑩		
事業所名（商号等）	業種		
電話番号			

※法人、個人事業者ともに必ず押印すること（法人の場合は代表者印）。

3 各利益の状況

決算期	年 月 (直近)	年 月 (直近決算期の前年同期)	差引額
売上総利益	円(A)	円(B)	円(C) (B)-(A)=(C)≥200,000円
営業利益	円(D)	円(E)	円(F) (E)-(D)=(F)≥200,000円

※売上総利益、営業利益のどちらか一方（又は両方）が200,000円以上減少していること。

※法人の場合は、損益計算書の売上総利益、営業利益と一致していること。

※個人事業者で損益計算書（青色申告）の場合は、売上総利益は売上（収入）金額から売上原価を差し引いた額、営業利益は売上（収入）金額から売上原価及び経費を差し引いた額と一致していること。

※個人事業者で収支内訳書（白色申告）の場合は、売上総利益は収入金額から売上原価を差し引いた額、営業利益は収入金額から売上原価及び経費を差し引いた額と一致していること。

4 振込先口座

金融機関名		支店名	
口座番号		種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
フリガナ			
口座名義			

【添付書類】（法人は1・2・3・4・6、個人事業者は1・2・3・5・6・7を添付すること。）

- 1 誓約書兼同意書（様式第2号）
 - 2 直近の決算期の損益計算書又は収支内訳書
 - 3 直近の決算期の前年同期分の損益計算書又は収支内訳書
 - 4 直近の決算期の法人税確定申告書の別表1の写し（※1、※2）
 - 5 令和7年分の所得税確定申告書の第1表の写し（※2、※3）
 - 6 申請者名義の振込先口座の通帳等の写し
 - 7 市内に住所を有していることが分かる本人確認書類の写し
- （※1）4の書類で納税地が市外の場合は、令和7年1月1日時点において本店が市内であることを確認するために履歴事項全部証明書の写しを添付すること。
- （※2）4・5の書類で事業承継等により申告書に記載の事業所名・代表者名が申請書の事業所名・代表者名と異なる場合は、事業の継続が確認できるもの（廃業届、開業届、履歴事項全部証明書の写しなど）を添付すること。
- （※3）5の書類で所得金額が基礎控除額以下で確定申告が不要な場合は、令和8年度（令和7年中所得）市民税・県民税申告書の写しの添付でも可。

誓約書兼同意書

私は、加須市物価高騰利益減対策給付金の申請に当たり、次の各号に定められた事項について誓約するとともに、市が私の市税の納付状況を確認するために関係機関に照会することに同意します。

1 誓約事項

- （1） 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であり、かつ、加須市物価高騰利益減対策給付金給付要綱第3条に規定する給付対象者の要件を満たしていること。
- （2） 申請書及び添付書類の申請内容に事実と相違がないこと。
- （3） 提出書類の補正や市による聴取等に応じること。

2 同意事項

- （1） 申請書類の送付に要する費用は、申請者の負担となること。
- （2） 市が市税の納付状況等について関係機関に照会すること。
- （3） 誓約事項に反する事実が判明したことにより給付金の返還を求められた場合は、定められた期限内に全額一括で返還すること。

加須市長 様

年 月 日 住所又は所在地

（ ふ り が な ）

法人名・代表者氏名

又は個人事業者の氏名

生 年 月 日 昭和・平成 年 月 日

加須市物価高騰利益減対策給付金給付要綱抜粋

（給付対象者）

第3条 給付金の給付の対象となる法人又は個人事業者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- （1） 直近の決算期の売上総利益又は営業利益が、前年同期分と比較して20万円以上減少していること。
- （2） 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 申請日において納期が到来した市税に滞納がある者。ただし、当該市税に係る納税が猶予されている者を除く。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行う者
 - エ 政治団体
 - オ 宗教上の組織又は団体
 - カ 既にこの要綱に基づく給付金を受給している者
 - キ アからカまでに掲げる者のほか、適当でない市長が認める者

2 前項に規定するもののほか、給付対象者が法人*の場合には、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- （1） 令和7年1月1日時点及び申請日現在において、市内に本店を置いていること。
- （2） 今後も事業を継続する意思があること。
- （3） 主たる事業が農林水産業でないこと。

3 第1項に規定するもののほか、給付対象者が個人事業者の場合には、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- （1） 令和7年1月1日時点及び申請日現在において、市内に住所を有していること。
- （2） 今後も事業を継続する意思があること。
- （3） 事業収入が、他の収入を含めた総収入金額のうち過半を占めるものであること。
- （4） 農林水産業に係る収入が事業収入の過半を占めるものでないこと。

*法人は会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。

市記入欄

確認内容	確認者印	備考
納期の到来した市税（国民健康保険税を含む。）の納付状況	滞納なし ・ 滞納あり	